

東広島市障がい福祉分野研修個人向け助成金制度について

【助成対象者】

研修を自ら受講し市内に所在する総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉事業所等へ就労する者であって、次の各号のいずれにも該当する者。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 対象研修を自ら受講し、修了している者
- (3) 申請時において、対象研修を修了した日の翌日から起算して1年以内である者
- (4) 申請時において、障害福祉事業所等に在職している者であって、その在職期間のうちに当該障害福祉事業所等に継続勤務した期間の月数が3月以上である者

※当該対象研修の受講に要した費用の全部又は一部について、市が実施する他の制度に基づく補助金、助成金その他の金銭の給付を受けている場合は、助成金の交付を受けることはできません。

【助成金の額】

助成対象者1人につき、当該対象研修の受講に要した費用の総額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）。

※自主的な学習に用いる図書の購入費、交通費、宿泊費、飲食に要する費用、受験のための学校、通信教育の受講に要する費用、その他市長が適当でないと認める費用については助成の対象になりません。

※国、地方公共団体（本市を除く。）その他の機関から当該対象研修の受講に要した費用に関し補助金、助成金その他の金銭の給付を受けた場合は、当該費用の額から当該給付を受けた額を控除します。

【対象研修】

研修名称	補助率	補助限度額（円）
居宅介護職員初任者研修	2 分の 1	50,000 円
同行援護従業者養成研修		
行動援護従業者養成研修		
強度行動障害支援者養成研修		
介護職員初任者研修		
実務者研修		

※助成金の交付申請は、研修区分ごとに、それぞれ1回限りすることができます。

※予算額を超える申請があった場合は、受付を早期終了する場合があります。

詳細については、「東広島市障がい福祉分野研修個人向け助成金交付要綱」をご確認ください。

お問合せ先：東広島市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係

電 話：082-420-0180（直通） F A X：082-420-0181

所在地：〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29

【助成金交付までの流れ】

① 交付申請書の提出

助成対象者に該当することを確認したうえで、「東広島市障がい福祉分野研修個人向け助成金交付申請書」に次に掲げる書類を添えて、市〔障がい福祉課〕に提出してください。

- (1) 対象研修の受講に要した費用の額を明らかにする書類
- (2) 対象研修を受講した助成対象者が障害福祉事業所等と雇用関係にあることを確認することができる書類
- (3) 助成対象者が交付決定に係る対象研修を修了したことを証する書面の写し
- (4) 対象研修の実施に関する事務を行う機関が当該助成対象者に宛てて発行した領収証の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

② 交付決定

交付申請書等の内容を市が審査し、助成金の交付決定通知書または却下通知書を送付します。

③ 請求書の提出

助成金の交付決定通知書が届いたら、「東広島市障がい福祉分野研修個人向け助成金交付請求書」を市〔障がい福祉課〕に提出してください。

④ 助成金の交付

提出された請求書をもとに、市〔障がい福祉課〕から助成金を交付します。

⑤ 助成金の納入確認

請求書にて指定した口座に助成金が振り込まれているか確認してください。

※1 か月経過しても確認できない場合は、市〔障がい福祉課〕へご連絡ください。